第75回 青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録(市町村課(住基ネット諮問分))

1 開催日時

平成28年11月25日(金)13:15~14:00

2 開催場所

県庁舎北棟2階B会議室

3 出席者

(1) 審査会 会長 石岡 隆司

会長職務代理者 竹本 真紀

委員 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄

(2) 事務局 総務部市町村課長 安藤 毅

同課長代理 字野 武

同総務・行政グループサブマネージャー(総括主幹) 角田 正人

同総務・行政グループ主幹 飯田 哲

同総務・行政グループ主事 逢坂 正也

(3) 青森県 企画政策部情報システム課

社会保障・税番号制度推進グループマネージャー(副参事) 賀川 弘之

同社会保障・税番号制度推進グループ主事 鈴木 雄貴

4 案 件

「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる 事務の追加について」に係る審査

5 概 要

会長 審査会を始める。まずは、「住民基本台帳ネットワークにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について」について審査する。

本件は住基ネットに関する案件であるため審査は公開で行うこととなる。事務局から 説明をお願いする。

【事務局からの説明】

1 住基条例を改正する考え方及び住基条例に追加する独自利用事務について

事務局 県では、平成29年2月議会で住基条例に4つの独自利用事務を追加する条例改正を予定しており、このことについて本県における都道府県の審議会である、青森県情報公開・個人情報保護審議会に諮問するもの。

個人番号利用事務は、常に当該事務の対象者に係る本人確認情報を参照できるように しておく必要があるが、平成29年2月議会で番号利用条例に独自利用事務を追加する 改正が予定されていることから、これらの事務を住基条例でも独自利用事務に追加する 必要があること、また、個人番号利用事務以外でも、住基条例の独自利用事務とするこ とで、住民票の写しの省略が図られ、県民の利便性向上に資する事業が確認されたこと から、当該事務も併せて住基条例の独自利用事務に追加することとしたもの。

今回の条例改正で追加する事務は、住民基本台帳法30条の15第1項第2号に係る ものとして、

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務
- ② 肝炎治療特別促進事業関係事務
- ③ 心身障害者扶養共済関係事務

住基法第30条の15第2項第2号に係るものとして、

- ④ 特別支援教育就学奨励費支給関係事務
- の計4事務を追加することとしている。

①②④が番号利用条例でも追加を予定している事務であり、③の事務は住基ネットの みの利用事務であることから、当然、システムでは個人番号の確認ができないよう設定 される。

2 住基条例で規定する各事務の内容について

①生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務

外国人の方に対する生活保護は生活保護法の対象ではないことから、日本人と同様の 事務手続きをするために、この事務を住基条例、番号条例に規定する必要があるもの。

この事務では、要保護者の方の収入状況等を県側で確認、支給決定することから、現在は、書面で関係機関に対して要保護者の収入状況等を照会しているが、個人番号利用後は情報提供ネットワークシステムによりデータで照会、情報提供を受けることとなる。

個人番号利用事務については、個人番号を用いた一連の手続きの中で審査等を行う行 政側が個人番号の確認を含めた本人確認の手段として、住基ネットを利用できるように しておく必要があるもの。

また、番号利用法では、個人番号の提供を受ける場合、申請者等から個人番号カードなどの提示を受け本人確認をするとされているが、こういった本人確認の措置がとれない場合等に備えて住基ネットを利用できるようにしておく必要があるもの。

②肝炎治療特別促進事業関係事務

B型及びC型ウイルス性肝炎の治療のための抗ウイルス治療に要する治療費の一部を助成するものであり、県に対する申請・審査後に受給者証が交付され、対象患者の方は一定の自己負担額を限度に必要な治療を受けるもの。

この制度は、その世帯の市町村民税の所得割の額に応じて自己負担限度額が区分されているため、現在は、申請の際に住民票の写しと課税証明書の添付を求めているが、個人番号利用後は、情報提供ネットワークシステムで市町村民税の所得割の額を確認することができるため課税証明書の省略が可能となるほか、住基ネットの利用により住民票の写しの省略も可能となる見込み。

この事務も個人番号利用事務であるため、審査等を行う行政側が個人番号の確認を含めた本人確認の手段を確保しておく必要があるもの。

③心身障害者扶養共済関係事務

心身障害者の保護者の方が加入者となり一定の掛け金を納付し、保護者の方が死亡または重度障害になった際、残された心身障害者の方に終身まで一定の年金給付をする制度に係る運営事務となる。

この制度では、年金受給者の方は毎年度、県に現況届を提出することとなっているが、 住基ネットを利用することで、現在提出を求めている住民票の写しの提出省略が可能と なることから、県民の利便性の向上に寄与することが期待されるもの。

また、住基ネットの利用により共済を脱退する際の手続きや、年金受給者が亡くなった際の手続きなどでも住民票の写しの提出省略が可能となる他、年金の過払い防止のため対象者の生存確認をする目的での利用も予定している。

4、特別支援教育就学奨励費支給関係事務

障害のある幼児、児童、生徒の特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみて、保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて必要な経費の一部を支弁するもの。

この事務では、保護者の負担能力に応じて支弁区分が異なることから、現在、保護者の所得証明書の添付を求めているが、個人番号利用後は情報提供ネットワークシステムで世帯の収入額を確認することができるため、所得証明書の添付省略が可能となる。

これについても、審査等を行う行政側が個人番号の確認を含めた本人確認の手段を確保しておく必要があること。また、申請の際には本人確認の措置をとることとなっていることから対象者全員を再度、住基ネットで検索するといった利用は想定していない。

3 本人確認情報の保護措置等について

条例事務についても住基法の保護措置や罰則が適用となること、また、県で定めたセ

キュリティ関係規程でも住基法に規定された事務と取扱いに違いはなく、適正な保護措 置が講じられている。

また、各機関等の間は専用回線で結ばれ、ファイアウオール等外部侵入を防止するための対応に加え、利用できる事務も住基法で限定されているなど、多面的な保護措置が講じられている。

【委員の意見等】

大矢委員 それぞれの事務の対象数を確認したい。

事務局 資料の5ページをご覧いただきたい。

会長 情報提供ネットワークシステムでは所得関係情報の照会ができるのか。

事務局 情報提供ネットワークシステムによる情報連携で確認できる情報の代表的なもの として所得関係の情報が挙げられる。

会長 個人番号を取得する際には対象者の個人番号カードを確認するといった本人確認の 措置が必要とされているはずだが、それでは不十分ということか。

事務局 個人番号を取得する際の本人確認の措置の代表的なものとして個人番号カードの 提示を受けることが挙げられるが、こうした措置がとれない場合、番号利用法施行規則 において住基ネットで本人確認をするとされている。

また、取得後においても事務処理の過程で改めて個人番号等を確認しなければならない事態が生じた場合でも、住基ネットの本人確認情報を確認することで事務処理を進めることができるため、こうした場合の利用も想定される。

会長 受付段階でチェックされるものの、ミスといったことも起こり得ることから、住基 ネットを使ってチェックできるようにしておくということか。

事務局 申請受付の際の本人確認措置の手段と受付後においても確認ができる体制を整備しておくものとなる。

会長 「②肝炎治療特別促進事業関係事務」については、昨年度、一旦対象としたものの 最終的に取り下げとした経緯があったと承知しているが、これについて説明をお願いす る。 情報システム課 条例で個人番号利用事務としたものの情報連携は、国の個人情報保護委員会が番号利用法で定める法定事務と類似している事例として認めた場合にできることとなっている。

今年度、情報連携ができる事務の対象となる事務の事例の拡大があり、当該事務が「難病法の事務」に準ずるとの取り扱いが正式に示されたことから、当初の予定どおり独自利用事務の対象としたもの。

会長 事務の種類や内容が変わったのではなく、類似事務といえるかどうかという判断が なされたということか。

この事務でも情報提供ネットワークシステムに照会するのは、主に所得関係の情報となるのか。

情報システム課審査に要する課税関係の情報を照会することとなる。

会長 受付段階で個人番号の記入を求めて本人確認の措置をとることとなっているものの、 ダブルチェックの意味で住基ネットを使えるようにしておくということか。

竹本委員 情報提供ネットワークに照会することで、課税証明書や住民票の写しといった ものが不要となるという趣旨か。

事務局 その予定としている。

会長 課税証明書については当初から不要とするのか。

情報システム課 情報提供ネットワークは接続までに時間がかかることとなっており、住 基ネットの利用開始時期と情報提供ネットワークシステムの利用開始時期は1年弱程 度ずれが生じる見込みとなっており、順次、添付書類等の省略等がなされる予定となっ ている。

竹本委員 平成29年7月から添付省略が順次進んでいき、最終的に省略できることになるということか。

会長 課税証明書の添付省略について、「②肝炎治療特別促進事業関係事務」の場合は、市 町村民税所得割の課税年額を確認するとのことだが、「①生活に困窮する外国人に対す る生活保護措置関係事務」だと何を確認するのか。

情報システム課 収入が無い、仮にあっても一定額以下といったことや、各種制度で行政 から受給した手当の額等も確認することとなるが、今後は申請書を提出後、福祉事務所 において情報提供ネットワークで収入等を把握した上で審査をすることになると思わ れる。

ただし、生活保護に関しては、個人の全ての収入が情報提供ネットワークで把握できるとは限らないため、必ずしも全てを省略できるということにはならないと思われる。

- 会長 個人番号は使わないものの、本人確認のために住基ネットを使えれば便利だという 事務がある旨の説明があり、これが「③心身障害者扶養共済関係事務」だと思われるが、 本人確認ができた方が便利だということは他の事務にも当てはまることではないか。
- 事務局 個人番号制度導入に伴う添付資料の省略という流れがあることから、今回、全庁 に確認した際には、現在、手続きに住民票の写しの提出を求めている事務等で住基ネット利用を利用することで添付省略が可能となるなど、住民の方の利便性向上に資するものといった趣旨で照会し、結果、この一事務の利用希望があったもの。

御指摘のとおり、住民票の提出を求めているような事務は他にもあり得るものと考えられるが、まずは、先ほどの趣旨を踏まえた上で利用希望のあったこの事務について、対応したいと考えたもの。

今後については、平成29年7月の情報連携開始から本格的化する添付書類省略の推移や制度自体の改正などの様々な状況等を踏まえつつ、事務の追加も検討し、必要があれば適切に対応していくことになるものと考えている。

- 会長 「④特別支援教育就学奨励費支給関係事務」は、昨年度の審査した事務と同様に、 学校での事務であり、実際の本人確認の措置は十分なされていると思われるものの、W チェックできるよう住基ネットを使えるようにしておくということか。
- 会長 前回から期間も経過していることから、質問事項や調べて欲しいことがあれば、次回までに事務局に用意してもらうということでも構わないと思われる。

それでは、もう一度期日をつくって、次回の審査会で最終的に結論を出したいと思う。 それでは、一度、続行とさせていただく。